

福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校
バドミントン部大会遠征支援業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、福島県立ふたば未来学園高等学校（「甲」という。）が〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）に委託するバドミントン部大会宿泊・交通手配業務を円滑かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託業務の内容

（１）以下の大会について、選手、指導者の合計人数分の、宿泊先及び航空券等の手配を行うこと。

※大会日程、参加人数は未確定であるため、甲は（４）により乙に報告する。

※高等学校のNo. 2、3、5および中学校のNo. 1、2、3、4、6は宿泊先の斡旋業者が仲介に入る。宿泊代金は選手11,000円、引率12,000円として見込むこと。

高等学校

NO	月	大会名	場所	選手人数	指導者人数	手配人数計	日程	泊数	手配内容	宿泊斡旋
1	5月	日本ランキングサーキット	埼玉県さいたま市	4	2	6	R5. 5. 27 ～R5. 5. 31	4	宿泊先	
2	8月	全国高校総合体育大会	北海道札幌市	16	2	18	R5. 8. 16 ～R5. 8. 21	5	宿泊先 航空券	有
3	9月	全日本ジュニア選手権	愛知県	10	2	12	R5. 9. 15 ～R5. 9. 18	3	宿泊先	有
4	12月	全日本総合選手権大会	東京都世田谷区	8	3	11	R5. 12. 24 ～R5. 12. 30	5	宿泊先	
5	3月	全国高校選抜バドミントン大会	滋賀県大津市	16	2	18	R6. 3. 24 ～R6. 3. 28	4	宿泊先	有
6	3月	東北選抜研修大会	岩手県	20	2	22	R6. 3. 29 ～R6. 3. 31	2	宿泊先	

中学校

NO	月	大会名	場所	選手人数	指導者人数	手配人数計	日程	泊数	手配内容	宿泊斡旋
1	5月	東北選抜バドミントン大会	岩手県 (北上総合体育館)	16	2	18	R5. 5. 19 ～R5. 5. 21	2	宿泊先	有
2	5月	全国大会プレ大会	高知県春野市	18	2	20	R5. 5. 26 ～R5. 5. 29	3	宿泊先 航空券	有
3	8月	全国中学校バドミントン大会	高知県春野市	18	1	19	R5. 8. 20 ～R5. 8. 24	4	宿泊先 航空券	有
4	9月	全日本ジュニア選手権	愛知県 豊田市、刈谷市	18	0	18	R5. 9. 15 ～R5. 9. 18	3	宿泊先	有
5	12月	全日本総合選手権大会	東京都世田谷区	4	0	4	R5. 12. 27 ～R5. 12. 30	3	宿泊先	
6	3月	全日本中学生バドミントン選手権大会	大分県大分市	10	2	12	R6. 3. 21 ～R6. 3. 24	3	宿泊先 航空券	有

(2) 業務の実施に当たっては、行程や感染対策において適切な指示を行い、業務全体が円滑に実施されるように十分留意すること。

(3) 宿泊先については、以下のとおり手配すること。

ア 生徒の宿泊先

(ア) 大会会場及び練習会場へのアクセスに差し支えない立地であること。なお、同性生徒については同部屋を可とする。

(イ) 宿泊部屋については、入り口及び窓等に施錠できること。

(ウ) 大会主催者が宿泊先を指定する場合は大会主催者と協議し手配すること。

イ 引率教員の宿泊先

(ア) 生徒と同じ宿泊先（シングルルーム）を確保すること。

(イ) 宿泊部屋については、入り口及び窓等に施錠できること。

(4) 甲は大会の都度、その大会の14日前までに別紙「大会行程詳細」を乙に示すこと。

乙はそれに基づき、速やかに宿泊先・航空券等を手配すること。

3 大会に係る経費

(1) 総経費のうち、他団体からの補助額1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を除いた額を委託料と定める。

(2) 他団体からの補助額は受託者においてバドミントン部から直接受理するものとする。

4 成果品

(1) 令和5年度福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校バドミントン部大会遠征支援業務完了報告書（別紙様式）

(2) 旅行等手配の内訳書（大会毎の宿泊先、宿泊者数、航空券の手配、その金額等が分かる資料）（様式任意）

5 契約内容の変更等

(1) 参加者数の変更等により、契約金額に変更が生じた場合は、変更契約を締結するものとする。

(2) 本仕様書に定められた業務内容の実施に当たっては、追加の費用負担が生じた場合においても、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として乙の負担とする。

6 その他

(1) 受託者はここに記載されていない事項についても現場の状況に応じ、誠意を持って対応しなければならない。

(2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議して定めるものとする。